

政務活動費における旅費 規定の見直しについて

R5.11.30 議会活性化検討会資料

目 次

1	現行の旅費規定	・ ・ ・ 3
2	見直し検討項目	
	（１）パック旅行の取り扱い	・ ・ ・ 4
	（２）現地交通費等の取り扱い	・ ・ ・ 6
	（３）領収書への宿泊料内訳書記載の義務化	・ ・ ・ 8

1 現行の旅費規定

議員等の費用弁償条例に基づき、公務に準じて政務活動に係る旅費の計算方法を採用している。

- ①交通費（鉄道賃、航空賃、船賃）・・・実費
- ②宿泊料・・・実費（但し上限額16,500円で打切り）
- ③現地交通費等（いわゆる日当）・・・原則実費 or 定額3,300円

また、上記支給方法を基本とするものの、経費節約の観点からパック旅行（航空賃等と宿泊がセットとなって一般に販売されているもの）を推奨している。

パック旅行については、公務に準じて上限額が設定されており、上限額以内かどうかを確認するため、下記の計算を行っている。

パック旅行の上限額＝往復割引運賃（※）×0.6＋16,500円（1泊当り）

※旅行時の往復割引運賃を確認する必要あり

※調整額の特定のために、宿泊料に朝食等が含まれているかを確認する必要あり

2 見直し検討項目

(1) パック旅行の取り扱い

【課 題】

パック旅行については、航空運賃などの交通費と宿泊料がセットとなっており、旅行会社からはその内訳が示されないため、現行の手引きのように宿泊料上限以内かを確認するための計算が必要である。

旅費計算の際、往復航空賃の額の特定や、宿泊料に食事が含まれているかどうかの確認作業が必要となり手続きが煩雑となっている。

2 見直し検討項目

(1) パック旅行の取り扱い

【見直し案】

事務処理簡素化のため、利用が多く見込まれる3都市（東京、大阪、名古屋）については、航空各社の航空運賃を参考に、あらかじめパック旅行上限額を別に定める。

3都市以外の目的地については、公務の旅費事務に準じる。

東 京 上限額 80,760円（2泊以上の場合、泊数に応じ宿泊料定額（16,500円）を加算）

大 阪 上限額 58,500円

名古屋 上限額 68,180円

- ※1 上限額の設定に当たっては、繁忙期の額を積算基準とする。
- ※2 上限額には、市旅費規程に基づいた調整額3,000円を含んだ額とする。
- ※3 航空運賃等の変動を考慮し、適宜、実勢額の調査を行い必要に応じて上限額を改訂する。

2 見直し検討項目

(2) 現地交通費等の取り扱い

【課 題】

現地交通費等を実費原則と記載しているが、交通機関によっては領収書が発行されないこともある。

その場合は支払証明書の作成が必要であるため、視察先で交通機関を多く乗り継ぐ場合などは、事務処理が煩雑となっている。

※「現地交通費」とは視察等の目的地内での移動に係る経費
(電車、バス、タクシー代等)

2 見直し検討項目

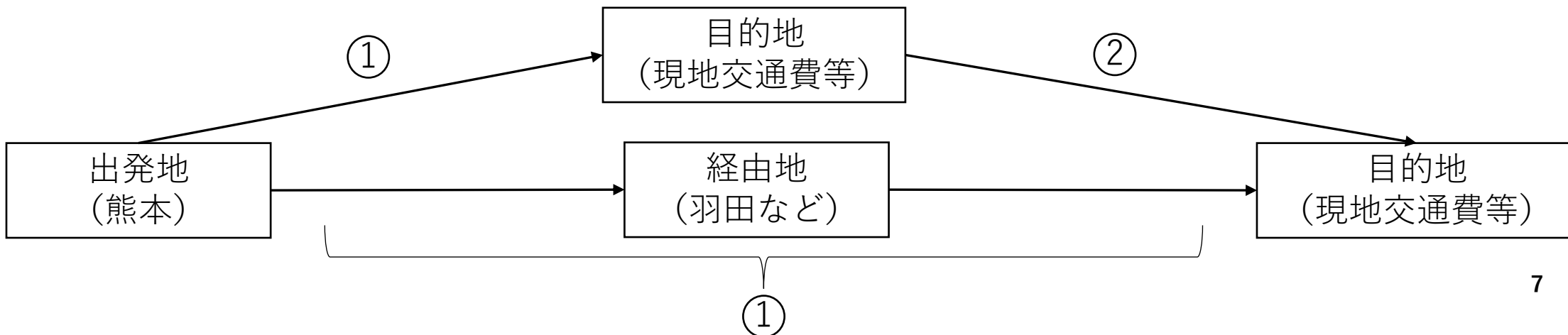
(2) 現地交通費等の取り扱い

【見直し案】

事務処理の簡素化のため、定額（3,300円 ※支払証明書必要）若しくは実費（バスや電車賃など領収書がない場合は支払証明書、タクシー・レンタカー等は領収書必要）のいずれかの選択制とする。

なお、現地交通費等とは、視察等の目的地内（例：東京23区）での移動等に係る経費を指す。目的地に到着するまでの移動に係る経費は、現地交通費とは別に「交通費」として計上することができる。

- ※「交通費」の例
- ①出発地（熊本）から目的地までの移動に係る交通費
 - ②目的地から次の目的地までの移動に係る交通費



2 見直し検討項目

(3) 領収書への宿泊料内訳記載の義務化

【課 題】

宿泊を伴う旅費の領収書については、内訳が書かれていないものが見受けられるため、「1. 現行の旅費規程」に定める宿泊料上限額以内かどうかを確認できない。

現在は、そのような領収書については、パック旅行かパック旅行でないのか不明であるため、宿泊料上限額以内かどうかの計算を行う必要が生じており、処理が複雑になっている。

2 見直し検討項目

(3) 領収書への宿泊料内訳記載の義務化

【見直し案】

交通費に加え宿泊料を含む領収書については、パック旅行使用を除き、宿泊料の記載を義務とする。